

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇条 例 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例(県議会議務局)
- ◇議会規則 鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則
- ◇議会告示 鳥取県議会運営委員規程の廃止
- 鳥取県議会議務局処務規程の一部改正

公布された条例のあらまし

- ◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 一 議会に議会運営委員会を設置し、その委員の定数は十人とすることとした。(第二条の二関係)
 - 二 委員会が参考人の意見を聴くための手続について定めることとした。(第二十四条の二関係)
 - 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 四 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(議会運営委員会の設置)

第二条の二 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、十人とする。

第四条第一項中「**常任委員**」の下に「**議会運営委員**」を加え、「**はかつて**」を「**諮つて**」に改め、同条第二項中「**申し出**」を「**申出**」に、「**はかつて**」を「**諮つて**」に改め、同条第三項中「**特別委員の申し出**」を「**議会運営委員及び特別委員の申出**」に、「**はかつて**」を「**諮つて**」に改める。

第五条第一項中「**常任委員会**」の下に「**議会運営委員会**」を加える。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(参考人)

第二十四条の二 委員会は、参考人の出席を求めるときは、議長を経なけ

ればならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にあらかじめその日時、場所、

意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前三条の規定は、参考人について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県 議 会 規 則

鳥取県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県議会議長 花 本 美 雄

鳥取県議会議規則第二号

鳥取県議会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議規則（昭和三十一年九月鳥取県会規則第一号）の一部を

次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第三十五条第一項中「常任委員会に付託し、又は」を「常任委員会又は
議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、」に、「
付託する」を「付託することができる」に改める。

第六十六条の見出しを「（所管事務等の調査）」に改め、同条に次の一
項を加える。

2 議会運営委員会が法第九十九条の二第三項に規定する調査をしようとす
る場合には、前項の規定を準用する。

第八十三条第一項中「常任委員会」の下に「又は議会運営委員会」を加
え、「議会の議決で、」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会運営委員会規程（昭和二十二年十二月鳥取県会告示第十三号）
は、平成三年九月三十日限り廃止する。

平成三年九月三十日

鳥取県議会議長 花 本 美 雄

鳥取県議会告示第二号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和三十八年四月鳥取県議会告示第二号）
の一部を次のように改正し、平成三年九月三十日から施行する。

平成三年九月三十日

鳥取県議会議長 花 本 美 雄

第一条議事調査課の項第二号中「常任委員会」の下に「議会運営委員会」を加え、同項第三号中「議会運営委員会及び」を削る。